

NPO活動応援基金補助事業 審査の流れ

審査会は、NPO活動応援基金補助事業補助金の交付の適否、補助金の交付額などについて審査し、その結果を市長に答申する。審査にあたり審査会は、寄附者の希望を尊重し、申請者より提出された事業計画書および収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）などに基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否および妥当性を判断する。

事前確認・審査

申請者から提出された申請書類について、事前確認を市民活動課(事務局)が行う。事前確認を行った内容を踏まえ、過去に補助金を交付した事業と同一であるか市民活動課で審査を行う。

プレゼンテーション

申請者（登録団体）が、自ら企画立案した事業について、プレゼンテーションを行う。

質 疑

審査委員が、申請者に対し質疑を行う。

審 査

寄附者の意向を尊重しながら、プレゼンテーションおよび計画書、予算書などの内容を踏まえ、補助金交付の適否、補助金の交付額などについて、審査基準に基づき、審査委員の合議により審査を行う。

答申内容の決定

審査結果に基づき、市長への答申内容を決定する。

- 補助金交付の適否
- 補助金の交付額
- 補助金の交付条件 など

市長へ答申

審査結果を答申書にまとめ、市長へ答申する。

結果通知

決定（決裁）

○補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、法令・条例・規則等に違反するものではなく、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となる。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

○補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、上記「2 補助対象事業」の実施に直接必要な経費とし、下表【参考】主な費目名称及びその内容のとおり。団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外に支出された経費（注3）、飲食費、関連団体（注4）への委託等に係る費用、団体の構成員へ支出を行う経費（補助対象事業の実施に係る人件費・旅費を除く）については、対象とならない。

注1…備品購入費については、あらかじめ上限額を設けませんが、事業審査において妥当性を審査します。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、（家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等）及び法人の経常的な運営に係る人件費（法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等）を指します。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とします。対象とする場合は、事業報告において、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とします。

注3…事業実施期間外に支出された経費のうち、事業実施期間内に当該事業を実施するにあたり必要な経費かつ前払いが必須等の事情により事業実施期間外に支出された会場使用料等については、対象とします。ただし、事前に審査を行った費目であり、対象事業に係る費用であることを証する書類の提出を必須とします。

注4…関連団体とは、補助金の交付申請を行う団体の構成員が役員等を兼務する団体や資本関係のある団体を指します。

【参考】主な費目名称及びその内容

【費目名称】	【内 容】
人件費	法人の職員やアルバイト等に対する労働の対価としての給料など
謝金	講師や専門家等への謝礼金、調査・研究等に係る報償費など
旅費交通費	交通費、通行料金、宿泊費など
消耗品費	文房具や書籍等消耗品、材料費など
印刷製本費	補助事業周知にかかるチラシ、ポスター、報告書などの印刷および製本費など
通信運搬費	郵送料、宅配料など
保険料	ボランティア保険など
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・機械等の賃借料など
備品購入費	機材の購入費など
その他の経費	上記以外の支出で補助対象事業の実施に直接必要なもの

○補助内容

令和5年度(2023年度)以降に補助金の交付があった事業については、補助金交付回数が3回に到達するまでは、一般寄附を活用した補助金の交付申請可能。一般寄附の活用は同一の団体が行う同一事業につき3回まで。団体希望寄附の活用は無制限。

○審査基準について

I. 公益性、II. 実現可能性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点又は5点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査する。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとする。

審査基準	概要	具体的項目	配点
I. 公益性	事業の成果が、多くの市民に幅広く還元される公益性があるか。	① 特定の市民や団体の利益ではなく、多くの市民の利益につながるか。また、多くの市民が参加又は賛同できる事業内容か。	5
		② 現在の社会的課題又は社会に潜む課題に取り組むものか。	3
		③ 事業が枚方市民に与える効果とその確認方法を十分に検討しているか。	3
II. 実現可能性	事業や資金計画などに無理が無く、自主的、自立的に事業を遂行する能力があるか。	④ 事業計画・収支予算の内容が適切であり、実施スケジュールと体制は整っているか。	5
		⑤ 事業内容は事業目的に合致しているか。	3
		⑥ 意欲や熱意をもって事業に取り組もうとしているか。	3
III. 自立性	当該補助金の活用により、法人や事業の自立につながるか。	⑦ 当該補助金以外に、財源の確保に取り組もうとしているか。	5
		⑧ 事業の担い手や賛同者を増やす取り組みを行っているか。	3
		⑨ 団体の財政状況が健全で、事業内容と団体のめざすべき方向性が整合しているか。	3
IV. 発展性	当該補助金の活用により、事業が発展し、市民活動の発展につながるか。	⑩ 新たな取り組み又は既存事業の発展に取り組んでいるか。	5
		⑪ より多くの市民等を巻き込み、地域社会全体の取り組みとして発展する可能性があるか。	3
		⑫ 同じ分野あるいは同じ地域で活動する、他の団体や市民・行政等と、目的の共有や連携・協力した活動を行おうとしているか。	3
V. 情報発信性	法人や事業に関する情報を積極的に発信しているか。	⑬ 事業に関わる情報を積極的に発信しているか。	3